

昭和二十七年五月二十三日(金曜日)

午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 遠藤 三郎君 宇野秀次郎君

小笠原八十美君 小淵 光平君

川西 清君 坂本 實君

千賀 康治君 橋谷仙次郎君

原田 雪松君 吉川 久衛君

高倉 定助君 竹村宗良一君

足鹿 覺君

委員外の出席者

農林事務官(食糧庁総務部長) 松任谷健太郎君

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

五月二十三日

委員平野三郎君、河野謙三君、坂田英一君及び井上良二君辭任につき、その補欠として井上知治君、木村公平君、山口六郎次君及び松岡駒吉君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

小委員及び小委員長補欠選任

農産物検査法の一部を改正する法律案(河野謙三君外二十三名提出、衆法第四一號)

○松浦委員長、これより農林委員會を開会いたします。

この機会にお諮りいたします。田中彰治君より畜産に関する小委員を辭任いたしたいとの申出があります。これを許すに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めます。次に、ただいまの小委員の補欠を委員長において指名したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めまして、遠藤三郎君を畜産に関する小委員に指名いたします。

次に、原田雪松君より畜産に関する小委員長を辭任したいとの申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めます。次に、ただいまの小委員長の補欠を委員長において指名したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松浦委員長 御異議なしと認めまして、遠藤三郎君を畜産に関する小委員長に指名いたします。

なお農業共済制度に関する小委員の選任につきましては委員長に一任になつておりましたが、一名保留いたしておきましたので、この際原田雪松君を小委員に追加選任いたします。

○松浦委員長 引続きこれより農産物検査法の一部を改正する法律案を議題といたし審査を進めます。質疑なり御意見のある方は発言を許します。

○遠藤委員 今回農産物検査法の一部改正の法律案が提案されましたが、農産物検査法は前々々国会において、国営検査を主要食糧について行う、こういう建前でありましたが、その後の実施状況をみておると、必ずしもわれわれの初期に考えておつたような十分なる検査が行われておらないという声をしばしば聞くわけでありますが、その検査法施行後における実施の状況について、この際政府の方から御説明をお願いしたいと思います。

○松任谷説明員 ただいま遠藤委員から農産物検査法施行以来の実施に關して御質問があつたわけでございまして、ただいま仰せの通り、農産物検査法は国会提出の法案といつたしまして、国営検査の実施をはかつて参るといふような建前のもとに、生産農家の關係を中心としたしまして、極力農産物の公正あるいは品質の取引、品質並びに品質の改善の助長といつたようなことを目的にいたしまして実施に努力されたのでございまして、御承知の通り、米麦につきましては強制検査の建前をとりまして、国の食糧管理の行政事務との関連におきまして、検査並びに買取りに対する検収といつたようなことをあわせ行いまして、農家に対しては、検査の事前指導を十分いたしまして、その事前指導を通じて、検査の趣旨を徹底させて、公正に検査の部面に反映させて、公正に検査をして参るといふようなことをはかつて参りますとともに、検査品目の種類、かんしよ、ばれいしよ等につきましては、農家の希望に應じまして、検査員を増員いたしまして、希望に沿つた検査と申しますか、農家の取

引に便宜になるような検査をして参るといふことでやつておるわけであります。検査員もすべて食糧管理特別会計の關係で全部人員費が考慮されておりますし、役所の建前といたしましては、農家の経済という点に重点を置きまして、農家指導というような場を設けて、農家の公正な検査をする目的を強調いたしまして、農家のお世話をしようとするもので、この検査事務が農家に喜ばれることになるように努力して参つておるわけであります。しかしながら地方によりまして、まだ実施日浅いために、浅いと申しますか、農産物検査法の趣旨から申しまして、もう少し親切にやるべきではなからうかといふようなお話でございまして、あるいは農産物の検査につきましては、もつと公正な建前でやるべきであるといふような、御意見も出ておるのでございまして、役所の立場といたしましては、十分これらの御批判を受けまして、御希望にこたえ得るよう改善し、努力して参るといふ考えでおるのでございます。

○遠藤委員 ただいま概況の御説明がありましたが、国営検査をやつております検査員の数、その他検査機構がどうなつておるか、さらに予算はどうなつておるか、その点についての御説明をお願いしたいと思います。

○松任谷説明員 ごく概略的に申し上げますと、御承知の通り、農産物検査關係の検査員の建前といたしましては、食糧管理特別会計の予算、すなわち二十七年度で申し上げますと、全部

でその關係が二万八千八百十六人という人員に對しまして、事務費六十六億二千七百八十万円というふうな予算になつておるわけでございまして、この人員並びに予算につきましては、全部の人員であり予算であります。その中の純粹に検査關係に専門に従事するといふ者は、大体三分の二程度になつておる現状でございまして、すなわち業務の關係と検査の關係と合せた人員と予算でございまして、御承知の通り、食糧管理の建前から申しますと、検査事務に専念するからと、各種の調査の關係もございまして、それから食糧管理行政の面におきまして、買入れといつたような事務の關係も手伝つておることとございまして、純粹に検査の人員といふものと、それから業務の人員とを仕事の面をわけて参ることとは、おおよその見当としてはできますが、嚴格に區別なく、一応食糧管理行政に業務と検査の面があわせて、実施されておるといふ建前をとつて進んで参つておるのでございます。

○遠藤委員 人員その他の説明がただいまありましたが、実は私も農村におきましてしばしば聞くことは、食糧の検査がきわめて不親切だ、まづたく食糧管理特別会計の御都合次第な検査をやつておつて、しかも検査員はまことに不親切だといふ声をしばしば聞いておるわけでございまして。検査員が国営検査という重要な仕事を担当しており、しかも農民はこの検査を受ける以外に検査を受ける道はないわけであり

ます。ただ一つの道しかあけていな

い。その検査員が不親切な検査をするようでは、はなはだ遺憾だと思ふわけですが。しかしそのよつて来るところを考へてみますと、今説明にもありましたように、検査員の実際の人員の三分の一は、検査事業以外の仕事に使つておるといふ話でありますけれども、やはり人手が足りないということが、不親切になる一つの大きな原因になつておるのではないかと。この点について、食糧庁としては、検査の充実をはかり、検査の公正を期するために、人員問題等についてはどういふ考へを持つておるか、その点についての説明を求めたいと思ひます。

○松任谷説明員 ただいまの御質問でございしますが、検査事務といふものは厳格にわけまして、業務の面と混淆しない方がいだらうという御意見と、そうでなくて、食糧管理行政から見まして、検査の部面は、毅然として第三者的な立場において国家の検査を遂行するかたわら、業務の面との関連において食糧管理行政をやつて行くべきであるという御意見等、いろいろ御批判があるものでございします。役所の建前といたしましては、現在のところ生産者の関係、あるいは消費者の関係というものを考へ合せまして、役所が食糧管理の行政事務をやつて参るといふ建前になつておるわけでございますので、食糧の需給調整と、それに伴うところの買入れ、売渡しといったような業務の建前も、国家の行政事務の一部として遂行しておるわけでございます。また検査の關係も、お話のように国営検査といつたような権威ある国の検査の機能といつたしまして遂行して参る建前になつてお

るわけでございます。現在のところ、検査の仕事につきましては、具体的に申し上げますと、雑穀等の品目を追加するというようなことにつきましては、一般会計で予算を六千九百万円ほど組みまして、これを特別会計に繰入れて行くといふような措置を講じておるわけでございます。その内容といたしましては、そういう検査に要する人員の整備につきましては、臨時職員として三千名を必要とするという様なことで、その検査の人員の態勢を整へつつあるわけでありまして、従いまして、かに検査品目が追加して参りますと、そこに検査手数料といふものが一般会計の方に繰入として上つて参るわけでございます。それがまた特別会計の方に繰入れられ、検査の経費に充当されるという様な建前をとつて参りました。検査機能といふものの充実につきまして、予算面でも、人の面でも裏打しつゝ考慮して参るといふような關係を考慮してゐるのでございします。

○逓達委員 今回麦の統制が解除されたことになつたのでありますが、麦の統制が解除されますと、この検査の仕事はますます重要なものと思ひます。今まではすべての麦を政府が買ひ上げる。しかも買ひ上げる場合に、特別会計で御都合のいふような検査をして行く、こういう建前でありましたけれども、今度は一般市場に出て行く麦の検査をするのであります。この麦の検査については、相当政府の用意があるかと私は思ひますけれども、統制解除後における麦の検査についての政府の計画を伺ひたいと思ひます。

て、麦の国営検査の問題の重要性につきましては、お話の通りでございます。政府といたしましては、麦の検査の充実といふことにつきましては、農家の方々の便利になるような、御迷惑にならないような態勢を整へなければいかぬと考へておる次第でありまして、たとえば受検場所等にいたしまして、たとえば受検場所等にいたしまして、農業者等の倉庫で検査をするのでございしますが、場合によりまして、その検査場所が狭隘でありますれば、適当な場所を他に選ぶ問題でございしますか、あるいは麦の検査の規格等につきましても、生産農家の御要望にこたへまして、種々規格を公正な全国的な立場から改訂して参るといつたような問題でありますとか、また事前指導の問題にいたしまして、従来検査と検収といつたような機能をあわせおつたような建前から申しまして、従来の検査の機能をより一層整備いたしますように、努力いたしたいと存じておるのでございします。

○逓達委員 いろいろお尋ねしたいことがたくさんありますけれども、最後に一点だけ伺ひしておきたいのであります。国営検査の問題については、毎国会非常にやかましい議論がありますが、ことに前々国会だと思ひますが、農林委員会の満場一致の決議で、検査部の独立をやるべし、こういう決議ができてゐるわけですが、その趣旨は、その決議にもつきり書いてありますけれども、今までの検査のやり方は、まったく特別会計、買手の御都合主義によるような検査をやつてゐる。これはどうしても生産者の面からいひましても、消費者の面からいひましても納得ができません。すみやかに、生産者から見ても消費者から見ても、まったく公正な検査ができるように、まつたく公正な検査ができるように、特別会計、つまり買手の御都合主義の検査を改めて、そして農林省におきましても一般会計でもつて検査をする。むしろ官房等にその検査機構を独立させて行く、これが火急の事態になつておることをはつきり決議にも出してあります。

もう一つは検査の予算でありますけれども、検査の独立採算といふことをあまりに強調するために、検査手数料がややもすると高くなる。それで検査手数料を下げようと思ふと人員の整理をしなくちやならぬという、二律背反的な問題にぶつかつておる。そこでこの検査はあくまで国営でやるべきものであるから、しかも消費者と生産者の両面の意味を持つものであるから、これは国家的な事務である。従つて一般会計でもつて負担すべきである。あまり独立採算を強調すべきではないといふことを、はつきりこの決議にもうたつてあるわけでありまして、農林省としては、この検査機構の独立案については、国会の決議を尊重して、着々準備を進めておられると思ひますけれども、その点はどうなつておりますか。この問題については、農林省はもうとつと案をつくつて、われ／＼の方の国会へ出すべきだと思つておられますが、いまだにそれを出しておられない。まことに不誠意がまわれるわけですが、この点についての政府の答弁をお願いしたいと思います。

○松任谷説明員 検査機構の独立の問題等につきましては、国会におかれましては、御審議を煩わした経過がございます。その趣旨を実は政府にお

して検査機構を持ち、あるところでは検査機構を持たずに食糧事務所の方に依頼する建前をとつておるような関係等もございまして、検査機構の問題を一つ大きな問題として取上げた場合におきまして、いろいろの問題をあわせて考えて参らなければならぬ点に実は達達しておるのであります。お話のような趣旨を尊重いたしまして、実は検討いたしておるのでございしますが、現在のところ、業務の關係と検査の關係とを今ただちに分離して行くというような点については、県の機構等も考え合はせて、結論を得ていないのであります。

○速藤委員 ただいま食糧の管理の面と検査の面と彼此融通して、合理的な運営をはかるために独立しない方がいいたろうというような意味の御答弁があらまされたけれども、その点については独立した後でも十分に彼此融通する道はあるわけでありまして、これは一つの説弁にすぎない。しかも研究しておると言いますけれども、国会の決議があつてからすでに一年もたつておる。この間何をしておつたかということをお願いしたいわけでありまして、政府はすみやかにこの問題の結論を出して、国会に提案をしていただきたい。県云々の問題がありまされたけれども、あなたはなお県と県の關係についての決議案を見ておらないだろと思う。あの決議の第三項には、県の検査と国の検査との調整をはかるために、その指導も一本にやつて行くべきである、こういう決議ができておるわけでありまして、その決議案を見ないで、見当でもつて、常識でやつておるとすれば、これは国会輕視もはなはだしいものだと思う。そ

こですみやかにその点をばつきり検討されて、結論を出していただきたい。

もう一年もたつております。全国の農民はこの検査の問題がどうなるかというところに、非常な関心を持つております。これはことに麦の統制が解除せられまして、これから自分のものを市場へどん／＼売らなければならぬ、こういうような段階になつて来て、しかも検査がきつめて不徹底な、不明朗な、しかも特別会計からいいますと、買手の立場に立つておるような、こういう検査機構では、国民の、ことに農民の信をつなぐことはできないと思つて、先ほど総務部長は、この検査の食糧の特別会計というものは、買手であると同時に国家的な機能を持つておると言いますが、この特別会計の最も強い機能は何かと言いますと、損をしないといふことが一番強い要請ではありませんか。こういうふうな検査の買い方をすれば特別会計に赤字が出る、赤字が出ては困るということを一先きに考える性格を持つておるじやありませんか。まづ買手でありまして、それは役人であるから国家的な使命を持ちましよう。しかし国家的な特別会計の出先で働いておる役人でありまして、特別会計が赤字になるようなことをだれができるものか、やるものか、そうなるて来れば、あなたがどんなに弁解しようとしても、特別会計はやつぱり買方であり、買手の都合のいいような規格をつけ都合のいいような買い方をします。これを否定することはできない。これは何といつても農民が承知しません。その点をよく御認識いたして、すみやかにこの検査機構の独立の問題の案をつくつていただきたい。そのことを申し上げ

げて私は質問を打ち切ります。
○竹村委員 私は二点だけ伺つておきたい。今度出されました、改正案によつて、検査というものが、あつたかひえとか拡大されるのですが、これに対する検査手数料は一体どのくらいおとりになる考へてありますか。
〔委員長退席 遠藤委員長代理着席〕

○松任谷説明員 検査手数料の追加品目についての考へ方でございますが、現在御承知のように、追加品目につきましては、各県の條例によりまして検査を実施しております。その條例による検査手数料というものがあつてございまして、そういうような現行の検査手数料を参考にしたしまして、その他検査の難易の問題でございまして、その他検査の難易の問題でございまして、あるいは現行の国営検査手数料の關係でございまして、かといふものを参酌いたしまして決定して参る方針でございますが、大体平均的に申し上げますと、最少農産物の従価千分の二ないし千分の五程度が考えられておるのでございまして。

○竹村委員 大体検査の手数料の額はわかりましたがそれでも一つ伺つておきたいのは、これは今度のこの検査に關する基準というものが、農林規格によつて検査をする。それが検査の基準になる、こういうこととございまして、そこで今度追加される品目あるいはその他についてのその農林規格というものが、全国一律に検査でき得るものであるかどうか。私の考へかいらいたしますならば、少くとも今日日本の生産的な諸條件によつて、でき上るものは相當な相違が地方々々によつてあると思つて、ところが一定の

農林規格によつて全国的に一律に検査をやりますならば、少くとも立地條件あるいは季節、風土によるところの、き上り品の規格というものが相當違ふのではないかと、それを一律に検査をするという場合においては、結果的に見ると、ある所においては最も農民に対して厳格な検査になり、ある所においては緩慢な検査になるのではないかと。こういう点についてどういふ対策を持つておられるか、伺つておきたい。

○松任谷説明員 御承知の通り、農林物資規格法によりまして、農林大臣がこれを全国的に統一した規格を定めることになつておまして、その規格を定めます場合には、専門家の意見も十分聞きまして、全国的に統一できまして、この規格が定められておるのでございまして。従いまして、現在の追加品目につきましての規格につきましては、農林規格が定められておるものと見ますと、相當の幅がございまして、全国に適用できるような規格になつておるのでございまして、地方地方のいろいろの事情というものが、その幅の範囲内において参酌されておるといふ關係になつておるのであります。

○竹村委員 それはこのくらいにしておきまして、それでも一点伺つておきたいのは、たとえばこういうふうな検査品目を追加されて、たとい自由検査をするとしても、相當大幅な検査をせられる場合におきましては、いわゆる検査員の人員増加等の問題が起つて来るかどうか、この点を聞いておきたいと思つておられます。

○松任谷説明員 先ほどお答え申し上げ

ましたように、十七年度の予算といつたしまして、一般会計に六千九百万円ほどの検査経費が追加計上されておるのでございまして、この六千九百万円は一般会計から特別会計に繰入れられるといふことになつておるのでございまして。その内容は、大体雑穀の検査、かんしよ、ばれいしよ、澱粉、はつか、じよちゆうぎくといつたような種類につきまして、検査の実施をはかりましたために、三千人程度の臨時職員を検査の人員として充実するというようなことになつておるのでございまして、今度の検査法の一部改正によりまして、品目がさらに増加し、検査経費がそれ相当かかつて参るといふようなことになりまして、補正予算あるいは来年度の予算等におきまして、その実施時期の問題に關連いたしまして、そのが、さよな予算においてこれが増加をはかつて参るといふことを考へておるのでございまして。

○竹村委員 その三千人はかりを置くといふことも大体わかります。わかりませんが、しかし臨時職員でやられるといふことで、そういう統一した検査あるいはそういうことが完全にやれるかどうか、今日検査員に対する農民の不満といふものは、いろいろ／＼な形にあらまします。先ほど遠藤委員も指摘されておるが、しかしこの臨時職員を置いて、統一的な国営検査をやつて行こう、こういう考へ方がはたして完璧を期せられるかどうか、この点私は非常に問題だと思つておられます。このことについては、現在の政府が前に定員法を出して首切つておられる。これはほんとうは政府の政策から申しますと、非常に

矛盾したことになるのですが――首を切つておいてまた臨時職員を入れて行く。そういうことで定員法で一律に首切つた。これは遺憾ながら、今日の吉田政府が農産物の検査やその他の面において、無定見を暴露していることになる。それで私は、そういうふうなことは全然別にしてしましても、しかし一方で首切つておる、また臨時職員を三千人置く、そしてこれをやるとまた追加予算でふやさないやうならぬ。こういうことはこれは大臣にでも言うべきことだからあまり言いませんが、実に無定見、無方針、もう何と言つていいか、首を切つたりまた入れたら、こういうことをするから検査がまぢまぢになる、私はこう思う。そこで、それはそれとしてもう一つ伺つておきたいのは、私はこの検査にあたつて、たとえば種子検査とそれから一般需要に供する食糧その他に利用する検査との考え方を、どういうふうにしておられるか。たとえば種子に対しては、どういう特別な規格と特別な方法で検査をされる考えでやつておられるのか。これは別な形でやつておられると思ひますが、その点をひとつ詳しくお尋ねしたい。たとえば種子に対してはどういう規格の検査をやつておられるのか、それを聞いておきたい。

○松任谷説明員 私の説明が足りないために、多少誤解を招いた点がございしますが、先ほど申しました臨時職員の三千名の問題につきましては、これは一般の検査員というものが、従来通りの検査をやるのでございまして、先ほど申しました品目につきましては、季節あるいは秋季につきまして、季節の職員をある程度雇ひ入れませんと、

手伝いが不十分であるというふうな建前で、その時期的な関係で臨時職員が雇われるのでございします。従ひまして、仰せのような点は今ないのでありまして、その点御了承願ひします。

それから種子検査の問題でございしますが、種子につきましては、今回の国会で御決定になられました種子法に基きまして、米麦の種子につきましては、圃場審査をすることになつておりまして、その圃場審査で合格したものにつきまして、農産物検査法に基きまして種子検査をするという建前になつておるわけでございします。従ひまして、その種子になりますまでの圃場における指導とかいうようなものは、改良普及員が中心になりまして、十分圃場の指導をするということ、優良な種子ができるような建前をとつておるのでございまして、その圃場指導に基いて、それによつてできた種子を審査して、さらにそれを検査するというふうな建前で、優良な種子が最後にふるいにかけられるというふうなことで、農家の方もその審査に合格し、検査に合格した種子については、安心して使えるという建前をとつておるのでございします。なお規格につきましても、府県の方の御希望を聞きまして、十分種子検査の規格を設定しておるのでございします。

望によつてというふうな御説明でありまして、種子に対してだけは特別な規格と、特別な方法をとる必要があるのではないかと私は思う。本日説明されましたが、前の、いわゆる圃場あるいは稲苗その他についてのいろいろな補導的なことはやられておりますが、最後の段階においてその規格がはつきりいたしませんと、単に米麦だけでなしに、それ以外の種子についても、特別な検査をする方法を考える必要があるのではないかと思うのです。それは府県にまかしていいというだけでは問題は解決しないと思うのです。これは何かに考えを持つておられますならば、伺つておきたいと思ひます。

○松任谷説明員 ただいまお尋ねの種子検査の規格でございしますが、御承知の通り、この農産物検査法によりまして規格設定をいたします場合におきまして、種子につきましては特別な規格を考慮して設定されておるのでございまして、特に一般の検査と違ひます点は、発芽率といつたような問題も重点に置いて、その種子検査の規格ができて上つておるのでございします。

○足鹿委員 政府にお尋ねしたいと思ひます。今竹村委員から農産物種子の検査規格等について質問になりましたことに関連をしておりますから、それから先にお尋ねしたいと思ひます。

昨年産の、これは主として北海道で生産される種ばれいしよの問題について伺ひたいのですが、北海道の種ばれいしよは、全国に百万俵以上も配付するきわめて大量産地なんです。これに對して相当食糧用が混入しておつたり、あるいは植物防疫法の不徹底の点から、病害、すなわちバイラスとかあるいはリング・ロツトとかいうようなものの相当多いものが市販に供されて非常に迷惑を受けておりますが、この責任は道ですか、あるいは国ですか、どういふふうになるのですか。種ばれいしよの検査を道がかりにやつた場合、その検査の実際に当るのはいはり検査員が當つておると思うのですが、その責任はどこにあるのですか。

○松任谷説明員 お話の通り、北海道における種ばれいしよの検査につきましては、道の條例により実施しておるわけでございまして、圃場の検査は食糧事務所関係の検査とは全然関係がないのでございします。

○足鹿委員 関係がないとおつしやればそれまでですが、現在道営の検査をなされてあれだけ大きな問題を起しておつても、当局としては責任はないと、そのまま放任をして行かれる考えでありますか。これは全国の農民が非常に迷惑をしておる。私は本年北海道へ参りまして、いろいろ現地について調べてみたんですが、植物防疫法による圃場検査というものはなるほどやられておる。ところが北海道全道にわたつて防疫官がわずか七人か八人という貧弱な状態なんです。従つてその圃場検査というものが格付検査員にある程度委託されておる。植物防疫法はあつてなきがごとき実情であることを私は目撃して帰つて来た。いづれにいたしましても、私は直接今あなたの責任を追究するのではありませんが、検査の衝には検査員が當つてやつておるわけだ。それは道営検査で、国の検査員に

かように存じております。

○足鹿委員 その開場検査は、食糧庁の所管事項ではないと思うのであります。植物防疫法は農務局の方で別個の法律でやりなつておるのでありますから、その点については関連事項として私は申し上げておるのであります。要するに格付検査はあなたの方の指導でなさつておられるわけなんです。そうでしょう。いわゆる開場の検査については、あなたの方に直接期待することは困難だと思つておられます。しかしこれは農林省としては総合指導でありますから、どちらの責任とすることはできませんが、少くとも格付検査はあなたの方の責任なんです。ところがこの格付検査の場合、こういう矛盾がある。食糧の食糧いれを出しているところか、またこの食糧いれも出してはいるのです。これを種いれも出してはいるのです。この取締りは一体どうなさるのですか。そうしてはなはだしきに至つては、農産協同組合以外の商人筋でやつたものについては、一俵の票一枚が三十円から五十円のもの相場で動いた事実もある。あれ／＼も聞いておるのです。現実には北海道の人が言つておるのです。一体そういうでたらめの格付検査というものがありませんか。一体検査の権威がどこにあるか。この点について対策はどうですか。

○松任谷説明員 ただいまの道條例による国の検査を実施して参る直接の監督につきましても、知事にも責任があるような建前になつておると思つて、その原因が農産物検査の検査官にもあるとしますならば、そういう検査官の素質向上といつたような点については、十分今後注意して参りたいと思つておられます。

います。

○足鹿委員 その程度では不徹底だろうと思つておられます。大体私はいも類の検査というのは困難だといふ自説を持つておられるのです。一体何十万俵、何百万俵というものに一々しを立立ててみるわけには行かぬでしよう。結局これは内容量の程度、あるいは品種等によつて一応大体の縦ておける程度のものであつて、これはなか／＼困難だと思つておられる。その普通の検査でも困難なものが、種いれも格付検査になりますと、さらに困難になつて来ると思つておられます。従つてこれは知事が委託を受けた、だから直接の責任は道にあるとおつしやつても、その検査官が事実検査の権に當つておられるわけですから、これでは十分だといふことになれば、検査員の素質の向上といふような、さういふ抽象的なことでは私は満足できません。もつとこれに対する具体的な対策が打出されなければならぬと思つておられます。あるいは種いれも外のものを入れた分に対しては、もつと厳重な罰則が考へられるとか、これは国で当然取上げるべきことです。なるほど産地はあつたが北海道のある局限された地域でしよう。しかしそのいもは日本全国に全部輸送されて、日本のばれいしよ作を左右している重大な問題なんです。それをただ、これは産地が北海道だからといつて、あなたの方が検査員の素質向上といふ程度で済まされるというところはけしからぬと思つておられます。もつとこれは国の立場から検討されなければならぬはずだと私は思つておられます。その点についてもう少し確たる御答弁を承りたい。

○松任谷説明員 ただいまの問題につきましては、よくその原因を調査いた

しまして、それに対応する対策を至急担当局とも相談の上確立いたして参りたい、かように考へておられます。

○足鹿委員 今後調査をするとおつしやいます。これは去年に限らず、その前からも多少あつた。去年は自由販売になりまして一番弊害が現れておる。その実情を御存じないはずはないと思つておられます。しかしよく御調査になつて対策を立てるということでありまして、また本年の種子も予約の時期にそろ／＼入つて参ります。でありますから速急に権威ある対策を確立していただきたいことを、特に私は強く要望いたしておきたいと思つておられます。

それから現在の検査員の指導の方針についてであります。農民のための農産物検査が、やまいたしまつと、農民から怨嗟の声を聞くような実態がなきにしもない、数々の検査員の個々の問題をどうしようといふわけではあります。今までは国の一つの収量検査とでもいいますか、そういう性格を持つておる。今度自由販売になつて参りますと、一つの商品に対する格付なのであります。従つて要にしまして、その他今回入つて来ようとしておる雑穀類にいたしまして、できたものをただ単に検査員に検査せしむるというふうな心構えであります。ならば、この検査は成功しないと思つておられます。ほんとうの農民の利益を擁護して行くといふことは私はできないと思つておられます。むしろこれは消費者のための検査というふうな印象を農民は強く受けたいと思つておられます。従つてできたものをただ単に検査するといふような消極的な検査員に対する指導方針であります。ならば、農産物の検査といふものに対して

失望せざるを得ないのであります。自由販売へ農産物が移行いたしましたからの検査員の気持は相当かわつて来ております。まだかつての収量検査とでもいいますか、そういうたゞの気分が相当残つておる。たとえば一日に何百俵以上は検査してはいけなかつたといふようなことも、とき／＼われわれ農村に行くと聞くと、ところが今後たゞは農協なら農協で自主統制をやつて、共同販売運動をやつて行くといふ場合に、これは従来もあつたことでありましたが、きょうは日曜だ、きょうは半とんだといふようなことで検査がしづまれるといふことになりますと、一刻を争う共販態勢の上に非常に支障が出て参ります。そういうたゞの点で、ほんとうに農民のために親切な検査員に対する指導方針を確立して、それが厳重に励行されなければならぬと私は思つておられます。そういうたゞの点について、当局の検査員に対する具体的な、農産物が商品化して来た場合の格付検査に対するところの指導方針は、どういふものを持つておられますか、その点を伺いた

い。

○松任谷説明員 検査が生産農家の利益のために行われる、行われるといふと語弊がございまして、農家の収支経済を維持改善するために、検査が全農民から希望されて行われるといふたような建前でございまして、それを担当します検査員もそのつもりで、農家の苦心しつゝつた農産物の格付を丁寧にとつていふようなことが必要であります。同時に、そこに上つて参りますものの指導と申しますか、検査の事前指導といふもの、従来以上

ようなことが必要であらうと思つておられます。

なお検査員の質の向上等につきましても、常時食糧庁にいたしましては、講習とかあるいは実習、競技会その他を通じて、素質の向上をはかつておるのでございまして、そういうたゞ施設につきましても、充実して参りたい、かように考へておるのでござい

○足鹿委員 御努力になるさうでございますが、私はもつと具体的なものがなければならぬと思つておられます。総務部長は検査方面の専門でなければ、他の方からでもつゝこうであります。私は少くとも今後における農産物検査の精神は、公正な格付をして、生産者にも消費者にも利益といふような考え方、一応は言えるでしよう。しかし農産物検査の精神は、どこまでも農民の立場に立つて検査して行くべきなんです。その結果が公正な一つの検査となつて現われ、それが消費者に対していふ一つのサービスになつて行くといふ考え方が、私は正しいと思つておられます。農民のための検査といふようなことについては、部長は賛意があるやうな御答弁でありましたが、その点どうお考えになつておられますか。いわゆる農産物が商品化して来る今日における検査といふものは、農民の立場に立つて、農産物の検査でなければ、これは意味をなさないと私は思つておられます。そういう点について、いわゆる検査員の頭の切りかえと申しますか、かつての強権供出時代と違つた画期的なものが、もうすでに当局に用意され、そうしてそれが実践に移されていなければならぬと私は思つておられます。今から研究するなんといふこと

はたよりない話で、私は納得が行きません。もつとしつかりこの点はやつていただきたいと思いますが、これ以上申し上げても意見になりますので、ほんとうにやつていただきたいと思う。それからさつきも遠藤さんからもこれは御質問があつたと思いますが、私は、検査をやつて行く場合に、民主的な運営というようなものが相當なされなければならぬと思う。たとえば麦なんかは産地銘柄が復活するような話で、私はその後の経過はよく聞いておりませんが、いろ／＼そういつた面で運営上に相當の問題があると思う。たとえば農産物検査運営委員会というようなものでもつくりまして、そうしてこれに対しては農民の代表を入れる、あるいはその他学識経験者も入れるというふうにして、そうして料金の問題であるとか、あるいは格付の標準の決定の問題であるとか、いろ／＼な点についてその運営が民主化されて、そうして農民もほんとうに格付の点について納得をして行くように、農民から喜ばれ、農民からほんとうに慕はれるような検査の運営が行われまさんと、私も地方へ帰つてこの問題を直接聞きますと、検査くらい個々の農民にぶつかる政策はない。これは農民個々にぶつかつて行く問題であります。そうしてじかにこれはいい悪いが出て来るわけなのであります。従つてこの運営が、官僚的というと語弊があります。が、かつての収量検査のときのような感じであります。逆に農民の怨嗟を受けるような結果になると思う。従つて具体的な御答弁がありまないので、私は一つの私の考えを述べて、当局の御答弁を聞きただしてみたいのです。

が、そういう検査制度の運営については何らお考えはありませんか。今申しましたような、運営については、農民代表を入れる、あるいは農薬団体あるいは学識経験者というようなものを入れます、真に農民を納得し、そうして權威ある検査が実施されて行くようにして行かないと、私は農産物検査は将来非常に禍根を残して行くと思うのですが、この点はどうですか。

○松任谷説明員 検査制度の運営につ
きまして、各般の意見を聞いて改善し
て参るということにつきまして、異
議のないところでございまして、こ
ういふ点が必要であらうと思われ
るのでございます。格付審議会有
るいは標準品の査定委員会と申
しますか、そういうふうな機関も
考えつづつあるのでもございま
して、それとあわせて、運営の
面について御意見が承れるよう
な方々の協議会的なものもつく
るといふようなことにつきま
して、考えて参りたいと思
います。

○高倉委員　ただいまのばれいしよの検査に關連いたしますのでお尋ねしたいと思いますが、先ほど政府当局から足鹿君の質問に対して、北海道のばれいしよの検査は北海道庁に委託してあるというようなお話を承つたのでありますが、これは昨年の六月から国が検査する品目に入つておらないわけですか。これはどうなつておるのでありますか。

○松任谷説明員 農産物検査法により
ますばれいしよの国営検査は、希望
検査といつたような建前で品目が追加
されております。

○高倉委員 そこで内地に種子用ばれ
いしよを送りまして、今年にはザイラ

ス病が出たとかなんとかいうので、非常な非難を受けておる箇所が数箇所あるように聞いておるのでありますが、検査は嚴重にして、規格その他のことははつきりとして移出をしておることになつておるにもかかわらず、かようないろ／＼の問題ができるということ、私は、私は検査そのものが悪いのじやないかと思ふ。これははつきりした規格がないと思ふ。たとえば種子ばれいしよ、食糧ばれいしよ、澱粉用の原料ばれいしよというように価格をきめて移出をするのでありますから、間違いが

ないと思ふのでありますけれども、そこに問題のできるのは、種子ばれいしよと食糧ばれいしよとは価格が違ふのであります。従つて種子ばれいしよといふことにして、はつきりと各府県においてこれをとればいいのでありますけれども、それが種子ばれいしよでなく食糧ばれいしよを持つて来て、そうしてこれを、安いから商人がもうけて、そうしてそれを種にするといふので

でこういう問題が大きく出て来る、私
はかように考える。決して検査が悪い
んでない、これは中間商人あるいはそ
の受入れされるところの県の当局が、
そういうようなことで問題を起すと思
うのでありますが、この点はこういう
ようなことをお調べになつたことがあ
りますかどうか、お尋ねしたいと思ひ
ます。

○松任谷説明員　はなはだ申訳ない才

第ですが、きょうな実情について調べた資料もございませんので、先ほどお答え申し上げました通り、よく調査はいたしまして対策を樹立したい、かように考えます。

○高倉委員 これはよく御調査をして

それからもう一点お伺いしたいのは、北海道の発表は、いたたかなと、れいしよに對するところの声価が落ちて來て、今後の取引に對して大きな支障を來すのであります。これは急速にひとつお調べを願つて御発表願ひたい、かように考えます。

は、今度の新しい品目に亜麻が入っておりますが、この種が入っておりますが、これは二十万俵くらいですが、これはどういふふうになっておりますか、お聞きしたい。提案者にお伺いします。

○千賀委員　政府によくその点は答弁をさせます。

○松任谷説明員 現在亞麻の検査につきましては、希望検査は條例でやつておるところがあると思うのでございますが、亞麻の種の検査につきましては、農家の方の希望も全国的に見ますと、多少いようでございまして、わずかに北海道の関係が一道だけ條例で検査を施行しておるようでございますが、さように

うな意味におきまして、実は御要望と申しまするか、そういつた追加品目について、ぜひそれを追加すべきであるというような品目としては、ウェートと申しますか、今度の追加品目と比べまして御要望の点が少かつたものですから、多分落ちたのではないかと考えておるのでございます。

○足鹿委員 私は最後にひとつ資料としていただきたいと思います。それけ

今まで都道府県條例をつくつて農産物の検査を行つてゐる県、また農産物の種類、あるいは手教科に関連した問題を、お調査になつたものがありますれば、至急にひとついただきたい。委員長の方にもそれをお願いしたいと思ひ

を交えていろいろ申し上げましたが、この農産物検査は、くどく申し上げて恐縮であります。私どもが議員立法として提案をした精神というものは、あくまでも先刻述べましたような精神があるのであります。これは一歩誤

まりますと非常に重大な問題になりますので、特にこの実施面については、われ／＼は議員立法でこれをやりましても、実際はあなた方がおやりになるのでありますから、よくこの運営を課らないように、そうして農民から真に喜ばれるような運営をしていただきたいということを、くだいようであります。

すが、最後に特に私は希望して私の質問を終りたいと思います。

なおこの機会に委員長にお願ひしておきたいことは、五月九日及び十三日に東北地方を襲いました霜害の被害状況、これに対する政府の対策というふうなことについて、農林委員会において適当な機会に説明を聴取し、いろいろ

いた。たい。急の調査資料をわれ／＼の手元にお届けいただけますようにお願いいたした。たい。

○遠藤委員長代理 承知いたしました。

○小笠原委員 今の検査の問題、私ども

提案者の一人でありながら、大分県の内容はよくわからぬようだが、監査省の立場として、下部の方でどういった検査をしているか、臨時のものがどういった検査をしているかということをする

う少し検討をしなければ、せつかく法律をつくりましても、それを使うところの腕がなければいへんな問題になりますよ。そのところを考へてもらいたい。今のばれいしよの北海道云々という問題が出たが、これは大きな原因がある。これは今も高倉さんが言つた通り価格が違ふ。いいものは高く売りたい、種で売りたい、ところが種は制限がある。あるけれども種で売ることが現実によくて種としてたくさん出る。種の検査で出ます。種があふれば食糧に売る、他に売れば食へてしまふから文句が来る。商人ばかりが悪いじやない、検査する方でも、ばれいしよはなか／＼めんどろでも、米のようにさがしが入るのじやなし、大体積み重ねておいて、こいつはこう／＼と区分をつけてしまふ。いい方の検査だ。ところがわら工品とかその他ひえ雑穀の方になると、これは不始末なもので、あなた方臨時を頼んでもうまく検査できるか。これは危いと思う。一例をあげれば、木炭検査でこういうことがある。木炭検査証を売っている、検査するものじやない。たいていのところは札をつけてしまふ。中にひどいのは臨時を頼んで、臨時の検査員で合格する者がいないのに、今まで木炭の仲間の者を臨時の検査員にして、それはきようからおれが検査員だから、おれの言うことを聞かないと検査にひつかけるぞといつて、けんかをして一日で免職になつたという、そういう臨時の検査員が多い。今雑穀の方で、あわてて検査員といつてその辺の者をひつばつて来て間に合ふそふと思つても、とてもものになるものじやないぞ。それは国の検査員はよほど気をつけなれどもに

なるものじやない。だから特に雑穀など、ほんとうにその専門々々の者は臨時にありつこはないから、それは答弁されてもだめだ。十分注意して、最も効果的なことをやるようにして、この次の機会に、一年たつたときに農林委員会でも少くとも検査員がほめられるような、野党からもほめる言葉が聞かれるように、ひとつ努力していただきたい。

○選任委員長代理 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

これより討論に入るわけであります。が、別に討論の通告もないようでありますので、これより農産物検査法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○選任委員長代理 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。(拍手)

なおお諮りいたしますが、ただいま可決いたしました本案に対する衆議院規則第八十六條の規定による報告書作成に關しては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○選任委員長代理 御異議なしと認めましてさよう決します。

本日はこれをもつて散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時十分散会

〔参照〕

農産物検査法の一部を改正する法律案(河野謙三君外二十三名提出)に關

する報告
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年五月三十一日印刷

昭和二十七年六月二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁